

魚津市公告第8号

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について

予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条第1項の規定により新型コロナウイルスに係る臨時の予防接種を実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により公告する。

令和4年2月25日

魚津市長 村椿 晃

1 対象者

魚津市内に居住する5歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)
- (3) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(1)及び(2)については、上記1のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(3)については、上記1のうち、1回目の接種時において12歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)及び(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

別表1 個別接種を実施する医療機関

医療機関名	医療機関名
青山内科	新川病院
ありそクリニック	羽田内科医院
いなば小児科医院	平井整形外科
魚津神経サナトリウム	平野クリニック
魚津病院	深川病院
魚津緑ヶ丘病院	船崎内科小児科医院
浦田クリニック	榊崎クリニック
扇谷医院	みのう医科歯科クリニック
大崎クリニック	宮本内科小児科医院
吉島内科クリニック	富山労災病院
沢口胃腸科クリニック	

別表2 5歳以上12歳未満の接種を実施する医療機関

医療機関名
ありそクリニック
いなば小児科医院
平野クリニック
宮本内科小児科医院